

蒲郡市ヘルスケア基本計画策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市ヘルスケア基本計画策定協議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 蒲郡市ヘルスケア基本計画策定に関し必要な調査及び協議を行うため、蒲郡市ヘルスケア基本計画策定協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 市内の医療関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内外の企業の代表者、役員又は職員
- (4) 市の職員

(会長)

第4条 協議会には会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表する。

(副会長兼議長)

第5条 協議会には副会長を置き、会長がこれを指名する。

2 副会長は、議長として会務を総理し、議事を進行する。

3 副会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員が副会長の職務を代理する。

(オブザーバ)

第6条 協議会には、市長が委嘱するオブザーバを置くことができる。

2 オブザーバは、協議会に出席し、会長または副委員長長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長及び副会長を含む委員の半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任により代理人が出席する事も可能とする。

3 協議会の会議は、非公開とする。

(会議録)

第8条 協議会の会議録は、要旨を作成するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、企画部企画政策課に置く。

2 事務局長を企画部長、事務局長補佐を企画部企画政策課長とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。